2　休業損害

弁護士　長野 浩三

Q2－1　会社役員の休業損害

私は株式会社の取締役をしていますが、今般、交通事故に遭って会社を休業しました。取締役でも休業損害は請求できますか。

A2－1

得ていた役員報酬のうち、労務提供の対価部分については休業損害を請求できますが、利益配当の実質をもつ部分は請求できません。

解説

給与所得者が交通事故で傷害を負い、休業したために給与が支給されなかった場合、支給されるはずであった給与額が休業損害となる（有給休暇を使用した場合にも損害算定される。）。

取締役の場合には取締役報酬額をそのまま休業損害とするわけではなく、取締役報酬中の労務対価部分と利益配当部分のうち、労務対価部分のみが休業損害となる。利益配当部分は休業によっても失われないから、この部分は損害算定から除外するのである。

労務対価部分の認定は、会社の規模（同族会社か否か）・利益状況、当該役員の地位・職務内容、年齢、役員報酬の額、他の役員・従業員の職務内容と報酬・給料の額（親族役員と非親族役員の報酬額の差異）、事故後の当該役員と他の役員の報酬額の推移、類似法人の役員報酬の支給状況等などを参考に判断するが、名目的な報酬額の何割という形で認定する方式が一般的である。賃金センサスの平均賃金額を参考に認定する例もある（公益財団法人日弁連交通事故相談センター研究研修委員会『交通事故損害額算定基準―実務運用と解説―』25訂版、平成28年、70頁以下）。

Q2－2　違法な営業についての休業損害

交通事故の相手方が特殊浴場で働いている女性で、交通事故で怪我をして働けなくなったとして巨額の休業損害を請求されています。この女性が得ていた収入を基礎として休業損害を支払わなければならないのでしょうか。

A2－2

その女性が実際に得ていた収入を基礎として休業損害を支払わなければならないわけではありません。どの程度支払うべきか、支払う必要はないかなどは裁判例によって異なっています。

解説

交通事故被害者の収入が違法行為によって得られている場合、これをそのまま休業損害として認定し、その賠償を認めると、法が違法行為を是認することになりかねない。他方で、違法性の程度が軽微な場合や全て損害該当性を否定すると被害者にとってあまりに過酷になる場合など、損害賠償を全て否定すべきでない場合もあると考えられる。そこで、違法な収入につき、どのような場合に損害認定すべきかが問題となる。

自動車運送事業につき道路運送法の免許を受けないで事業を行っているいわゆる白トラの損害について、最判昭和39年10月29日民集18巻8号1823頁は、道路運送法に違反する事業であってもその事業者が他人と締結する運送契約が当然無効になるわけではないとして無免許事業者の休業による営業利益の喪失につき損害賠償請求を認めた。他方、東京地判昭和43年3月28日交民1巻1号315頁は、道路運送法に違反して他人から賃借して営業活動に用いていた自動車が毀損したことによる逸失利益は法の保護するところではないとした。東京地判昭和45年4月10日判時610号68頁は、全面的には否定せず、逸失利益を認めた上で、収益の算定にあたり無免許の事実を考慮して減額した。

特殊浴場で働く女性の損害賠償については、名古屋地判昭和54年1月31日交民12巻1号157頁は、女性が得ていた収入は公序良俗に反する行為による対価であるとして、損害としては全額否定した。他方、何らかの収入を得ていたとして、同世代の平均賃金程度の収入を休業損害として認めた事例もある（京都地判平成4年9月24日交民25巻5号1157頁、東京地判平成15年2月26日LLI/DB、判例秘書登載）。

Q2－3　企業損害

当社の従業員が交通事故に遭い、その従業員が休業したためにその従業員が担当していた事業が滞り、当社に損害が発生しました。当社はこの損害を交通事故の加害者に請求できますか。

A2－3

請求できません。

解説

1　企業損害について

直接被害者と企業とが法人格を異にする場合、間接被害者である企業はその被った損害の賠償を加害者に対して求めうるかという問題が「企業損害」の問題である。

従業員が交通事故で傷害を負い、会社に対する労務を提供できない場合、会社と従業員との間の雇用契約に基づく労務供給債権に対する侵害行為といえる。債権侵害による不法行為が成立するには、強度の違法性を備えた場合でなければならず、故意ないしはこれに準ずる場合に限られるとするのが判例、通説である。これからすれば、交通事故で従業員が傷害を負って労務を提供できない場合、会社は交通事故加害者に企業損害を請求できないのが原則である。

しかし、最判昭和43年11月15日判時543号61頁は「会社の実権は代表者個人に集中して、同人には会社の機関としての代替性がなく、経済的に同人と会社とは一体をなす関係にあるものと認められる」場合に企業損害を肯定した。この判決は会社と個人とが一体、すなわち「財布はひとつ」の関係にある場合に企業損害を認めうるとされている。また、最判昭和54年12月13日交民12巻6号1463頁は、「Aの休業損害とXの営業上の損害とはその性質、内容はもとより実質上の帰属主体をも異にするものであって、AとXとの間には経済的一体関係を肯認することもできない。」として従業員が傷害を負った場合の企業損害を否定している（飯村敏明編『現代裁判法大系⑥交通事故』新日本法規出版株式会社、平成10年、324頁以下）。

2　上記の基準からは、従業員が死傷した場合には上記の経済的一体性はないから企業損害は認められない。

代表者が死傷した場合には、全くの個人企業であるなど、上記の経済的一体性が認められる場合には企業損害が認められる。代表者でない役員の場合には、上記の経済的一体性が認められない場合が多いであろうが、例外的にこの役員が経営の実権を握っており、大株主であるなど、会社に賠償金を支払うことが、当該役員に賠償金を支払うに等しいような事実関係がある場合には企業損害を肯定しうる。

Q2－4　外国人の休業損害、逸失利益

私はパキスタン人で短期滞在にて日本に入国し、オーバーステイとなった後も日本で仕事をしてそれなりの収入を得ていました。交通事故に遭って休業し、後遺障害も残ったのですが、休業損害や逸失利益は日本での収入を基礎として算定してもらえますか。

A2－4

日本で稼働できる蓋然性の有無、程度を考慮して、日本での収入を基礎とする期間と母国で得られるであろう収入を基礎とする期間を決定している裁判例が多くあります。

解説

外国人とは、日本の国籍を有しない者である（出入国管理及び難民認定法2条2号）。外国人には、①永住者として在留資格を有する外国人及びこれと同視しうる在留資格を有する者、②日本で現に就労している者（就労可能な在留資格がある場合とない場合がある。）、③観光客や一時的な商用で日本に滞在している者のように、就労可能な在留資格がなく、現に日本で就労していない者、の類型がある。

①は日本人と同様に損害賠償額の算定をすべきである。

③については日本での就労による損害は問題とならず、母国の基準で逸失利益等を算定する裁判例が多い（東京地判平成5年1月28日判時1457号115頁等）。

②について、休業損害や逸失利益などをどう考えるべきかが問題となる。

就労可能な在留資格を持っている外国人である場合につき、名古屋地判平成4年12月16日交民25巻6号1446頁は「技術」という在留資格で一年ごとに在留期間の更新を続けていた中国人女性の逸失利益につき日本人の賃金センサスを基礎に20年の逸失利益を認めた。

不法就労者の場合には、短期滞在の在留資格で来日し、在留期間経過後も就労を継続していて事故にあった事例が多い。最判平成9年1月28日判時1598号78頁は、短期滞在の在留資格で来日し、在留期間経過後も就労を継続していて事故にあったパキスタン人の労災事故について、「予測される我が国での就労可能期間ないし滞在可能期間内は我が国での収入等を基礎とし、その後は想定される出国先（多くは母国）での収入等を基礎として逸失利益を算定するのが合理的ということができる」とし、その就労可能期間は、「来日目的、事故の時点における本人の意思、在留資格の有無・内容、在留期間更新の実績及び蓋然性、就労資格の有無、就労の態様等の事実的及び規範的な諸要素を考慮して」認定するのが相当として、原審が、勤務していた会社を退職した日の翌日から3年間を就労可能

期間と認定したことにつき不合理な認定判断とはいえないとした。

東京地判平成5年8月31日判時1479号146頁は、受傷したガーナ人女性について、症状固定後3年間は日本における実収入を基礎とし、それ以降はガーナにおける製造業の男女平均賃金額を基礎として逸失利益を算定した。大阪地判平成6年3月22日交民27巻2号402頁は、事故の翌日帰国予定であった韓国人の死亡逸失利益につき、韓国における賃金センサスを基礎として算定した。このように、日本で就労できたであろう期間を実質的に考慮して算定されている例が多い。

特集1 交通事故2　参考文献等

北河隆之ほか『逐条解説自動車損害賠償保障法』(株式会社弘文堂、第2版、平成29年)
飯村敏明編『現代裁判法大系⑥交通事故』(新日本法規出版株式会社、平成10年)
公益財団法人交通事故紛争処理センター編『交通事故損害賠償の新潮流』(株式会社ぎょうせい、初版、平成16年)
塩崎勤ほか編『専門訴訟講座①交通事故訴訟』(株式会社民事法研究会、平成20年)
東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会『民事交通事故訴訟の実務―保険実務と損害額の算定―』(株式会社ぎょうせい、第9版、平成27年)
公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準上巻(基準編)』(第46版、平成29年)
公益財団法人日弁連交通事故相談センター研究研修委員会『交通事故損害額算定基準―実務運用と解説―』(25訂版、平成28年)
中畑啓輔「マイカー通勤中の交通事故に関する使用者の責任」判例タイムズ1436号(2017年)39頁以下
影浦直人「評価損をめぐる問題点」公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準2002年版』(第31版、平成14年)295頁以下